

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 11 章 キャッシュ・フロー計算書の作成

11-1 間接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成 1

11-1-1 キャッシュの増減の仕組み（承前）

$$\text{キャッシュの増加 (500)} = \text{その他の資産の増減 (-500 + 200)} + \text{負債・純資産 (資本) の増減 (300 + 300 + 200)}$$

※上記数値の元データについては、「第 223 号 (2024/06/01 号)」の「図表 11」をご参照ください。

このように、簡単な例ではあるが、まず期首と期末の貸借対照表を比較することで、キャッシュの増減の事実と、ほかの勘定との関係をおおよそ明らかにすることができる。しかし、キャッシュ・フロー計算書の作成は、これだけでは不十分である。それは、間接法ではあくまでも利益の額とキャッシュ・フローの違いを明らかにし、それを 3 つの活動、つまり業務活動・投資活動・財務活動に分類しなくてはならないからである。したがって、次にキャッシュ・フロー計算書を作成するために修正方法を示す。

11-2 間接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成 2

さて、前節では、キャッシュの増減がほかの勘定の増減とどのような関係にあるのかを確認した。この増減をキャッシュ・フロー計算書の 3 つの活動へ振り替える必要がある。

ここで注意しなくてはならないのは、前節で確認したキャッシュの増減関係は、あくまでも純額による増減であるという点である。たとえば、先の例では、固定資産の減少が 200 であった。この 200 の減少は、単純に 200 だけ減少したのか、それとも 1,800 新たに取得して 2,000 を売却（あるいは除却）したのか、どちらの場合であっても、固定資産 200 の減少である。したがって、勘定によっては、ほかの資料や総勘定元帳を用いて、純額による増減を総額による増減に修正し、キャッシュ・フロー計算書の各活動にあてはめる修正の仕訳が必要である。

<続く>

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

ケアマネージャー
処遇改善

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、要介護者等への相談援助が基本で、心身の状況等に応じ適切なサービスを活用できるようケアプラン作成や市町村・サービス事業者等との連絡調整を行います。特に、居宅介護支援事業所においては、関係制度や社会資源、関係機関等への連絡調整その他の便宜の提供が求められます。近年は、業務負担の大きさや人材確保の困難さが指摘され、一方ではケアマネジャーの専門性をより発揮していくことが求められています。

先日、ケアマネジャーの人材確保・定着を図る「処遇改善」や「専門性の評価」を検討する必要があるとして、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」が開催されました。

検討会では、社会保障審議会・介護保険部会の意見を踏まえて、

- (1) ケアマネジャーの業務の在り方
- (2) 人材確保・定着に向けた方策
- (3) 法定研修の在り方
- (4) ケアマネジメントの質の向上に向けた取り組み促進の 4 テーマについて議論を深めていきます。

ケアマネジャー業務については、これまでも「業務の範囲が広すぎる」「本来のケアマネジメント業務に加え、さまざまな要望が利用者・家族からくる」ことが問題視され、「本来のケアマネ業務」と「それ以外の業務」との切り分けが重要視されています。また、個々のケアマネジャーの負担を軽減していくためには「ケアマネ事業所の規模拡大、ケアマネジャーの多人数確保」も重要な要素となります。今後の検討案としては以下の事項が挙げられています。

- ・ケアマネジメントの質の向上を図る観点から、今後の法定研修の在り方
- ・ケアマネジャーの専門性の適切な評価
- ・令和 6 年 4 月から施行された法定研修カリキュラムの活用
- ・ケアプランデータやテクノロジーの活用